

平成 30 年第 6 回総会

# 山武市農業委員会会議録

平成 30 年 6 月 5 日 開会

平成 30 年 6 月 5 日 閉会



## 平成30年第6回山武市農業委員会総会議事録

日 時 平成30年6月5日（火）午後3時00分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (4) 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する意見について
- (5) 平成30年度第3次農用地利用集積計画の決定について
- (6) 農用地利用配分計画（案）に関する意見について
- (7) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (8) 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について
- (9) 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- (10) 農業委員会選出役職員について

出席委員（16名）

雲 地 康 夫	鈴 木 和 子
門 澤 宏 明	美濃輪 恵 一
今 関 孝 之	林 善 和
井 野 敬 一	小 川 善 郎
中 村 順 子	鈴 木 俊 幸
三 橋 敏 子	篠 原 元
佐 藤 裕 子	藤 田 雅 之
川 島 芳 典	齊 田 龍 一

欠席委員（0名）

出席農地利用最適化推進委員（19名）

市 原 一 男	菊 池 重 壽
---------	---------

八	角	和	昭	齊	藤	道	良
高	栞	憲	一	伊	藤	彰	朗
河	野	仁	男	今	関	良	知
佐	瀬	一	之	山	下	幸	一
遠	藤	幹	夫	堀	越		晃
加	瀬	晃	一	金	杉	昌	努
伊	藤	通	夫	古	谷		己
中	山	彦	郎	齊	藤		茂
鈴	木	章	重				

出席事務局職員

事務局長	齊	藤	忠	志
副主幹	石	橋	京	子
主査補	古	谷	浩	一
主査補	菅	谷	昌	秀

◎開 会

事務局長 定刻となりましたので、ただいまから平成 30 年第 6 回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。

今関会長、よろしく申し上げます。

会長 梅雨入り間近の晴れ間の中ですがすけれども、農作業等のお忙しいところ、どうもご苦労さまでございます。本日も幾つかの案件がございますので、慎重審議のほどをお願いしまして、簡単ですが、挨拶にかえさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議事録署名人の指名について

日程第 3 報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知  
使用貸借権解約通知及び利用権の中途解約に係  
る通知について

◎議案説明

日程第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見  
について

日程第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見  
について

日程第 7 議案第 4 号 農地法第 4 条の規定による許可後の計画変更承認  
申請に関する意見について

日程第 8 議案第 5 号 平成 30 年度第 3 次農用地利用集積計画の決定に  
ついて

日程第 9 議案第 6 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

日程第 10 議案第 7 号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第 11 議案第 8 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の  
点検・評価（案）について

日程第 12 議案第 9 号 平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計  
画（案）について

日程第 13 議案第 10 号 農業委員会選出役職員について

平成 30 年 6 月 5 日 山武市農業委員会 会長 今 関 孝 之

---

**事務局長** 日程につきましては以上でございます。  
早速会議に入っていただきますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、会長が議長となるとされておりますので、以後の会議の進行は今関会長にお願いいたします。

**議長** これより平成 30 年第 6 回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は全員です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議は成立いたしました。

日程第 1、会期の決定の件並びに日程第 2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

**議長** 異議なしとの声がありましたので、ご異議ないものと認め、会期については本日 1 日限りとし、議事録署名人については、議席番号 9 番、小川善郎委員、議席番号 10 番、中村順子委員の両委員を指名します。

日程第 3、報告、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知・使用貸借権解約通知及び利用権の中途解約に係る通知について、事務局からの報告を求めます。

**事務局長** 総会資料の 4 ページから 8 ページをご覧ください。  
通知のあった件数は 6 件でございます。番号 1 番、2 番及び 6 番は利用権の解約、番号 3 番は農地法第 3 条の使用貸借の解約、番号 4 番、5 番は農地法第 3 条の賃貸借の解約でございます。それぞれ貸借人の合意により解約されたものでございます。

報告は以上でございます。

議長 事務局からの報告が終わりました。  
引き続き、議案の審議に入ります。

---

◎議案第1号

議長 日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議題に関しては、一部一括審議としてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一部一括審議とします。

事務局からの議案第1号の1番から5番までの申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号の1番から5番について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。

引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。

議案第1号の1番について、地区担当推進委員の今関良知委員からの説明を求めます。

今関(良)推進委員 申請地区担当推進委員の今関良知です。議案第1号、番号1について説明いたします。

これは所有権移転の贈与になります。

申請理由は、譲受人については経営規模拡大、譲渡人については経営の廃止ということです。この土地は6畝の田で、9年前から譲受人が耕作している状況です。

この譲渡人については、90歳で高齢なもので、老人ホームに入ってしまうまで耕作できない。また、土地を持っていてもしようがないということで、譲受人が贈与という形で引き受けできないかという相談がございまして、贈与という

方向になりました。

譲受人は、取得した農地で水稻を作付する予定です。  
説明は以上です。よろしくお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号 17 番齊田龍一委員からの補足説明等を求めます。

齊田委員

議席番号 17 番、齊田です。

ただいま今関委員から事細かな説明がございましたので、特段補足説明等はございません。権利者につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

議長

地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 1 号の 1 番について採決します。議案第 1 号の 1 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 1 番については許可することに決定します。

申請番号 2 番について、地区担当推進委員の市原一男委員からの説明を求めます。

市原推進委員

地区担当推進委員の市原です。議案第 1 号の番号 2 について説明します。

この申請は、所有権移転による贈与です。

申請の理由は、譲受人においては規模拡大、譲渡人につい



ては農業経営廃止をそれぞれ希望するものです。

譲受人は、取得した農地で水稻を作付する予定であります。  
以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号7番井野敬一委員からの補足説明等を求めます。

井野委員

議席番号7番、井野です。ただいま推進委員が申したとおりでありまして、別段問題ございません。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の2番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第1号の2番については許可することに決定します。

申請番号3番について、地区担当推進委員の高橋憲一委員からの説明を求めます。

高橋推進委員

申請地区担当推進委員の5番の高橋です。議案第1号の番号3について説明します。

この申請は、贈与における所有権移転です。

申請の理由は、譲受人においては農業経営拡大のため、譲渡人にとっては農業経営縮小のためです。

譲受人は、取得した農地で稲作を作付する予定です。よろ

しくお願いします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号 17 番齊田龍一委員から補足説明等を求めます。

齊田委員

議席番号 17 番、齊田です。

ただいま高橋委員からの説明のとおりでございます。贈与ということで地元でも問題ないと思われま。

権利者については農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第 1 号の 3 番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 1 号の 3 番については許可することに決定します。

次の申請番号 4 番及び 5 番については、譲受人が同一人ですので、一括して地区担当推進委員の山下幸一委員からの説明を求めます。

山下推進委員

地区担当推進委員の山下です。議案第 1 号の 4、5 について説明します。

この申請は、賃借権の設定です。

申請の理由は、譲受人においては経営規模拡大、譲渡人にあつては経営規模縮小をそれぞれ希望するものです。

譲受人は、取得した農地でミニトマトを作付する予定です。こちらはハーモニーファームと、まだできて四、五年なんで

すけれども、八街市山田台あたりのほうで、70a ぐらいのハウスで、隔離ベッドで高糖のトマトを生産しております。また、この農場をもっと増やしたいということで、今、山武の譲渡人の農地のほうを貸してくれるということで引き受けることになりました。

譲渡人なんですけれども、片方が70歳、片方が46歳なんです。高齡によるというわけじゃないんです。本来なら、両譲渡人は山を起こして畑にするつもりだったんですが、業者が山の伐採とか埋め立て作業を行う上で、木材のチップ、かす等が大量に積み込まれて、数年たてば大丈夫だろうという話になったんですが、かなり、七、八年たってもガス害が出て農耕地には適さないということで、今回、この畑を手放しまして、今回の譲受人に託されたということです。

説明は以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、当該地域の農業委員、議席番号3番門澤宏明委員からの補足説明等を求めます。

門澤委員

議席番号3番の門澤です。

ただいまの山下委員さんのほうから説明がありましたように、実際そのとおりでありまして、4番、5番目の土地が農地になるだろうということで造成はしたんですけれども、思うように腐らず、そのガスがいまだに出るということで、畑作には向かないということで、隔離栽培のこれなら使えるんじゃないかということで賃貸借を結ぶようになったようです。

地元としては、何ら問題はないと思われます。

なお、権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号の4番及び5番について、許可することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の4番及び5番については許可することに決定します。

引き続き、議案第1号の6番を議題としますが、この案件については、日程第6、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についての2番と関連がある案件ですので、議案第1号の6番及び議案第3号の2番を一括して上程することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この案件に関しては一括上程とします。

議案第1号の6番及び議案第3号の2番について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号の6番について説明する。

(別紙議案のとおり)

事務局 議案第3号の番号2について説明する。

(別紙議案のとおり)

議長 事務局の申請概要の説明が終わりました。

議案第1号の6番及び議案第3号の2番については、複数の推進委員が関係する区域となります。地区担当推進委員の代表として、加瀬晃一委員からの説明を求めます。

加瀬推進委員 申請地区担当推進委員の加瀬です。

今回は担当地域が蓮沼等になっておりまして、推進委員は3人でございますけれども、今回は私がここで説明させていただきます。

今回の申請は、賃貸借権の設定です。

申請の理由は、譲受人においては新規就農のためであります。譲渡人にとっては農業経営縮小のためであります。今回の渡人と受人については兄弟でありまして、兄弟がやっている会社で、会社が新規就農するために、渡人の農地を賃借権でやるということです。

それで、計画の内容は営農型の太陽光発電で、野菜はタマネギを作付する予定であります。

先日、現地を見てきまして、実際すぐ用地ができると、あと、今は作付に至るところでありまして、作付が終わり次第、受人さんが借りるということで、あとは畑の部分に木が植えられていまして、それを開墾して農地にして、それでやるというような話を聞いております。

説明は以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

次に、議案第1号の6番について、当該地域の農業委員を代表して、議席番号12番三橋敏子委員からの補足説明等を求めます。

三橋委員

議席番号12番、三橋でございます。

この申請につきましては、ただいま加瀬推進委員さんよりご説明いただきましたとおりでございますが、何ら問題はないように思われます。

なお、権利者については農地所有適格法人以外の法人ではありませんが、農地法第3条第3項各号に適合するため、許可要件の全てを満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

次に、議案第3号の2番について、現地調査員の藤田雅之委員からの報告を求めます。

藤田委員

議席番号15番、藤田でございます。ご説明します。

ただいまご説明にあったとおり、本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項及び農地法施行令第11条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われれます。よろ

しく審議のほどお願いします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明並びに現地調査員からの報告が終わりました。質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、議案第1号の6番について採決します。この案件は、議案第3号の2番と関連がある案件ですので、議案第3号の2番と同日付で許可することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第1号の6番については、議案第3号の2番と同日付で許可することに決定します。

続きまして、議案第3号の2番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第3号の2番については、許可相当として意見を付することに決定します。

---

#### ◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題としますが、この案件については、日程第7、議案第4号、農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請に関する意見についての1番と関連のある案件ですので、議案第2号の1番及び議案第4号の1番を一括して上程することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この案件に関しては一括上程とします。

議案第2号の1番及び議案第4号の1番について、事務局から申請概要の説明を求めます。

**事務局** 議案第2号の1番及び議案第4号の1番について説明する。  
(別紙議案のとおり)

**議長** 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の伊藤通夫委員からの説明を求めます。

**伊藤(通)推進委員** 申請地区担当推進委員の伊藤です。

議案第2号の番号1及び議案第4号の番号1につきまして、同一申請人のため、一括説明とさせていただきます。

申請の理由は、一時転用許可済み以外に、新たに転用面積が必要になったということであります。当初の計画では、パネルの下にパワーコンディショナーを設置する予定だったんですが、防災設計上のミスによりまして、新たに転用面積が必要になったということであります。

先日、現地確認をいたしましたけど、パネル下の草刈りが十分行われていましたので、営農に取りかかるのはすぐにもできると思われまして。

以上で説明を終わります。

**議長** 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の佐藤裕子委員からの報告を求めます。

**佐藤委員** 議席番号14番の佐藤裕子です。

現地を見てきましたけども、伊藤推進委員のご説明のとおり、一時的な利用であることから、許可申請については、農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われまして。また、変更承認申請については承認すべきものと思われまして。

どうぞ審議のほどよろしく願いいたします。

**議長** 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

最初に、議案第2号の1番について採決します。議案第2号の1番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第2号の1番については許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、議案第4号の1番について採決します。議案第4号の1番の承認申請について、承認すべきものとして意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長 挙手多数です。議案第4号の1番については承認すべきものとして意見を付することに決定します。

---

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第3号の1番について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号の1番について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。  
地区担当推進委員の伊藤通夫委員からの説明を求めます。

伊藤(通)推進委員 申請地区担当推進委員の伊藤です。議案3号、番号1について説明します。

この申請は、転用を伴うもので、使用貸借権の設定です。



譲受人は、現在、東金市内のアパートに居住しておりまして、将来的にも手狭なため土地を探していたところですが、手ごろな土地がなく、父親が所有する農地を今回選定いたしました。また、周囲は父親が所有する農地でありまして、近隣に迷惑をかける心配はないと思われまます。

以上で説明を終わります。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
続きまして、現地調査員の佐藤裕子委員からの報告を求めまます。

佐藤委員 議席番号 14 番の佐藤裕子です。  
これも一応見てまいりましたけど、周り全体が住宅が建ち並んでいまして、この議案が住宅建築であることから、集落接続規定の適用が可能であり、農地法第 5 条第 2 項及び農地法施行規則第 33 条第 4 号に該当するための許可相当と思われまます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたしまます。

議案第 3 号の 1 番について、許可相当として意見を付することにご異議ない方は挙手をお願ひします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第 3 号の 1 番については、許可相当として意見を付することに決定しまます。

---

◎議案第 5 号

議長 日程第 8、議案第 5 号、平成 30 年度第 3 次農用地利用集

積計画の決定についてを議題とします。

この議題に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

利用権設定等個人別明細番号1番から39番について、事務局の議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用権設定等個人別明細番号1番から39番について、採決します。原案のとおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。利用権設定等個人別明細番号1番から39番について、原案のとおり承認することに決定します。

---

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを議題とします。

議案第6号について、事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

農用地利用配分計画番号1番から45番に関する意見について、原案のとおり意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。

農用地利用配分計画番号1番から45番に関する意見について、原案のとおり意見を付することに決定します。

---

◎議案第7号

議長 日程第10、議案第7号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。  
事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 議案第7号について説明する。  
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。  
議案第7の1番について、地区担当推進委員の今関良知委員からの説明を求めます。

今関(良)推進委員 申請地区担当推進委員の今関です。

番号1についてご説明申し上げます。夫婦で水稻とハウスでソラマメ、また、露地野菜では秋冬ねぎを主に栽培しております。更新です。よろしく申し上げます。

以上です。

議長 次に、議案第7号の2番について、地区担当推進委員の八

角和昭委員からの説明を求めます。

**八角推進委員**

地区担当推進委員の八角です。

議案第7号の2番について説明します。申請者は、酪農と水稲の複合経営です。牧草を自分でつくり、経費の節減と生産量の増加に努めております。

説明は以上です。

**議長**

次に、議案第7号の3番及び4番について、地区担当推進委員の鈴木章重委員からの説明を求めます。

**鈴木（章）推進委員**

地区担当推進委員の鈴木です。

議案第7号、3番、4番。3番の方は、家族4人で植木の苗木・水稲を家族4人で頑張ってますので、よろしくお願ひします。4番の方は、家族3人で水稲と露地野菜ですね、ねぎをやらせています。頑張ってますのでよろしくお願ひします。

以上です。

**議長**

次に、議案第7号の5番について、地区担当推進委員の金杉努委員からの説明を求めます。

**金杉推進委員**

地区担当推進委員の金杉です。

この5番は、新規の認定がおりたということでここに載っております。今現在は、水稲と葉たばこをやっております。また、今後は、水稲に加え、施設園芸のほうも視野に入れてのこを、先日話をしてきましたので、そういうことも考えてやるということで、何の問題もございません。

以上です。

**議長**

次に、議案第7号の6番について、地区担当推進委員の古谷昌己委員からの説明を求めます。

**古谷推進委員**

地区担当推進委員の古谷です。

6番の申請者に関しては、夫婦2人で水稲をされています。プール育苗を先進的な水稲栽培に率先してやっています。認

定農業者会の経営の発表とか、いろいろそういうので力を入れていきますので、別に問題ありません。  
以上です。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。  
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

最初に、議案第7号の1番から5番について採決いたします。議案7号の1番から5番について、原案のとおり認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第7号の1番から5番については、原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定します。  
次に、議案第7号の6番について採決しますが、この案件は議席番号4番美濃輪恵一委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、美濃輪恵一委員の退室を求めます。

(美濃輪恵一委員 退室)

議長 議案7号の6番について、原案のとおり認定すべきものと意見を付することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第7号の6番については、原案のとおり認定すべきものと意見を付することに決定します。  
美濃輪恵一委員の入室を許します。

(美濃輪恵一委員 入室)

---

◎議案第8号

議長

日程第 11、議案第 8 号、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてを議題とします。  
議案第 8 号について、事務局の議案の説明を求めます。

事務局

135 ページをご覧ください。

平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてご説明いたします。

目標点検・評価については、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況について公表することになっているものです。また、公表内容については、県を通じて国へ報告することになっています。

では、1 番からご説明いたします。

1 番、農業委員会の状況です。農家、農地等の概要と農業委員会の現在の体制です。数値については、農林業センサス等の統計によるものと条例に基づくものです。

次に、136 ページをご覧ください。

2 番、担い手への農地の利用集積・集約化です。集積の目標を 1,530ha と設定したところ、実績では 1,590ha となりました。目標を達成することができました。引き続き農地利用の状況を調査し、利用権の設定に努めることを活動に対する評価としました。

次に、137 ページをご覧ください。

3 番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進です。目標を 6 経営体としましたが、実績は 4 経営体で、達成状況は 66.67% と、面積は 92.5% でした。引き続き新規参入者への相談対応や農地の出し手の掘り起こしの活動を継続していくことを活動に対する評価としました。

次に、138 ページをご覧ください。

4 番、遊休農地に関する措置です。目標の解消面積は 1 ha と設定したところ、実績は 0.5ha で、目標は達成できませんでした。引き続き農地パトロールを実施し、農地の活用相談を基本に利用意向の確認等を行うことを活動に対する評価としました。

次に、139 ページをご覧ください。

5 番、違反転用への適正な対応です。解消面積はゼロでした。新規の違反転用はありませんでした。今後も定期的なパ

トロール等により、早期発見、是正に努めていきます。

次に、140 ページをご覧ください。

6 番、農地法等の事務に関する点検です。農地法第 3 条に基づく許可事務、農地転用に関する事務です。処理件数は、3 条 46 件、転用 28 件で、全て許可、許可相当です。

次に、141 ページをご覧ください。

農地所有適格法人からの報告への対応状況と情報の提供等です。市内 27 法人のうち 25 法人より報告書の提出がありました。農地台帳の整備は、全国農業会議所が管理、運営の農地情報公開システム、通称全国農地ナビに全国一元化され、毎月データ更新をしております。

次に、142 ページをご覧ください。

7 番、地域農業者等からの意見等です。活動を通じて農業者等から寄せられた要望・意見等はありませんでした。

8 番、事務の実施状況の公表等です。総会等の議事録については、詳細なものを作成して事務局窓口に備えてあります。活動計画の点検・評価は、ホームページに公表しています。

説明は以上です。

議長

事務局の議案の説明が終わりました。  
質疑を許します。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。  
議案第 8 号、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案のとおり決定することにご異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。議案第 8 号、平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）については、原案のとおり決定します。

---

◎議案第 9 号

議長

日程第 12、議案第 9 号、平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題とします。

議案第 9 号について、事務局の議案の説明を求めます。

事務局

144 ページをご覧ください。

平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明いたします。

1 番、農業委員会の状況になります。農家・農地等の概要と農業委員会の現在の体制です。数値については、農林業センサス等の統計によるものと条例に基づくものです。

次に、145 ページをご覧ください。

2 番、担い手への農地の利用集積・集約化です。今年度平成 30 年度は、平成 28 年度に作成いたしました農地等の利用の最適化の推進に関する指針の 3 年計画の最終年度となります。3 年間の目標値であります集積面積 1,637ha を計画いたします。

次に 3 番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進です。こちらのほうも指針の 3 年計画の目標 18 経営体でした。平成 28 年度、平成 29 年度の実績を差し引いた 9 経営体を目標とし、面積 5 ha としました。活動としては、農業委員と推進委員の連携により新規就農者の相談対応や農地の出し手の掘り起こしに努めることを計画といたしました。

次に、146 ページをご覧ください。

4 番、遊休農地に関する措置です。目標の解消面積は 29 年度末の面積 1.1ha を目標といたしました。活動計画は、農地の利用状況調査を 8 月から 11 月までに実施する予定です。

5 番、違反転用への適正な対応です。活動は推進委員が主となり、農地パトロールを実施し、新たに違反転用が発生しないような監視、指導を行う計画といたしました。

説明は以上です。

議長

事務局の議案の説明が終わりました。

質疑を許します。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決します。



議案第9号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり決定することにご異議ない方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。議案第9号、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については、原案のとおり決定します。

---

◎議案第10号

議長 日程第13、議案第10号、農業委員会選出役職員についてを議題とします。

事務局からの議案の説明を求めます。

事務局 総会資料148ページをご覧ください。

過日、山武市長のほうから、山武市地籍調査推進委員の任期満了に伴う委員の選出についての依頼がございました。この地籍調査推進委員につきましては、現在、門澤宏明委員にお願いしているところでございます。本年7月31日で任期が満了となることから選出の依頼があったものでございます。

地籍調査に関しては、旧山武町の区域を対象に実施しているところでございますので、山武地域の農業委員の中から選任または再任していただくようお願いするものでございます。説明は以上です。

議長 事務局の議案の説明が終わりました。

地籍調査推進委員は山武地域の委員の中から選任または再任するようですが、門澤委員に引き続きお願いできればと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

門澤委員 了解しました。

議長 それでは、門澤委員が再任するということでありましたので、議案第10号、農業委員会選出役職員について採決します。山武市地籍調査推進委員に門澤委員を選出することにご

異議ない方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。議案第 10 号、農業委員会選出役職員については、山武市地籍調査推進委員として門澤委員を選出することに決定します。

---

◎閉 会

議長 以上で、本日予定した議案の審議は全て終了しました。その他の件について、皆様から何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

なければ、以上で本日の総会を閉会とします。

次回の総会は、7月5日木曜日、車庫棟2階第6会議室を予定していますので、よろしくをお願いします。